

インドネシア側の手続に関するQ & A

Q 1 : インドネシア政府が管理する求人・求職のための「労働市場情報システム (I P K O L) 」や「海外労働者管理システム (S I S K O T K L N) 」による登録手続等に、手数料はかかるのでしょうか。

A 1 : インドネシア当局によれば、手数料はかからないとのこと。

Q 2 : 東京から遠く離れた地方に住んでいるのですが、駐日インドネシア大使館への海外労働者登録手続を受けるためには、東京に行かなければならないのでしょうか。

A 2 : 駐日インドネシア大使館によれば、郵送での手続を受け付けているとのことですが、詳しくは同大使館に確認してください。

Q 3 : 実習していた技能実習生が良好に修了することから、引き続き特定技能により雇用したいと考えていますが、「労働市場情報システム (I P K O L) 」や「海外労働者管理システム (S I S K O T K L N) 」による登録手続等は必要でしょうか。

A 3 : インドネシア当局によれば、技能実習 2 号又は 3 号を良好に修了した者が技能実習先に引き続き特定技能外国人として雇用される場合には、受入機関が求人・求職システムである I P K O L に登録することを必ずしも求めているものとされています。

一方、インドネシアから来日する場合であっても、日本国内に在留している場合であっても、インドネシアの国籍の方が特定技能外国人として稼働するためには、S I S K O T K L N により、インドネシア政府から電子的にインドネシア在外労働者保護庁の移住労働者証 (E - K T K L N) の発行を受けなければならないものとされています。